



第112回通常組合会開催

平成26年度事業方針・予算等議決

2月22日(土)に第112回通常組合会が北海道医師会館において開催され、平成26年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の制定、平成25年度第1次補正予算、平成26年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、平成25年度第1次補正予算、平成26年度事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付け:第1147号附録で公示(道医国保公示第394号)しているため、ご参照願いたい。

以下、第112回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数63名(欠員1名)中、資格確認時27名(最終出席者数40名)、他に表決委任状提出者21名の出席があり組合会は成立した。

最初に、赤倉昌巳理事長から挨拶があった。

赤倉理事長挨拶

『第112回通常組合会を開催するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、悪路、更に、寒さ厳しい中を全道各地からご出席をいただき、ありがとうございます。

皆様方には、日頃より組合運営についてのご理解、ご協力をいただき、お陰様で、大過無く経過しております。

改めまして、御礼を申し上げます。

まず国政を見ますと、自公政権が選挙に勝利し「ねじれ国会」が解消された訳ですが、民主党時代からの社会保障制度改革国民会議の報告書には「所得水準の高い医師国保組合等に対する国庫補助の廃止を検討する」と結論づけられました。しかしながら、政権交代によりまして、「廃止」から「見直し」との表現に変わり、所謂「プログラム法案」は、成立いたしました。

全国医師国民健康保険組合連合会、略称「全医連」でございますが、昨年10月18日に全体協議会を開催し、「所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」が記されたプログラム法案の国会への提出阻止、の決議を満場一致で採択いたしました。しかし、その甲斐無く、法案は成立いたしました。私も、全医連の国保問題検討委員会の東北・北海道ブロック代表委員として、この「決議文」を持参し、11月に与党国会議員に対して陳情を行ったところでした。

この「プログラム法案」では、平成26年4月から医療保険部会で議論されることとなっており、どの程度の国庫補助の削減になるかが、今年度の大きな課題となるため、今後の動向については十分注視して



赤倉昌巳理事長挨拶

参る所存です。

当組合におきましては、平成25年度に組合員の資格調査を実施いたしました。皆様方からご協力いただいたことにより、回収率100%の調査で完了いたし、北海道を經由して、国に報告いたしました。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

しかし「医業に従事している事」との条件が加わり、この調査によりまして、従事していない方々は、資格喪失の手続きを取らざるを得ないことになり、多くの方々が、組合員資格を喪失するという残念な結果となりました。

75歳になり後期高齢者医療制度に移行される方々に加えて、さらなる組合員の大幅な減少となっております。

昨年7月の組合会では、平成24年度の決算のご承認をいただきましたが、このような状況の下で、平成26年度の予算を策定した訳でございます。今年度同様、国庫補助金は、平成26年度も従来通りに交付される予定でございます。

現在の収支状況につきましては、ほぼ予定どおりに推移いたしております。

従いまして、昨年開催されました保険料等検討委員会におきまして、保険料の賦課等につきましては、備蓄してきた財産もございまして、現状維持との答申をいただきました。



畑俊一常務理事提案説明

しかし、将来もこの状況を維持していくためには、今後、保険料の見直しも必要かと思っております。事業方針案にも記しており、十分検討して参りますが、組合会議員諸先生のご意見も、頂戴したいと思っております。

以上、申し述べました通り、医師国保組合を取り巻く環境は、今後、大変厳しいことが予想されますが、先生方の健康増進、福祉の充実のためにも、組合存続に努めて参りたいと思っております。

本日の組合会は、平成26年度の予算をご審議いただく組合会でございます。

なにとぞ、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。』



赤倉昌巳理事長挨拶後、長瀬清副理事長の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の2名の方である。表彰後、赤倉昌巳理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、山本秀樹議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

北見ブロック 北 見：今野 敦 議員
日胆ブロック 室 蘭 市：西里 弘二 議員

報告事項に入り、業務報告は畑俊一常務理事から、監査報告は上西仁監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。

ここで、議長は山本議長から佐藤信清副議長に交代し議案審議に入った。

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

1. 平成26年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について



上西仁監事監査報告

畑俊一常務理事が上記の項目について提案理由を説明し、審議に入り、1の「平成26年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定」については理事会専決原案どおり承認可決した。

※国民健康保険組合の組織運営における法令遵守（コンプライアンス）体制の整備のために、国民健康保険組合同規約例が改正されたことを踏まえ、平成26年度版として実践計画を制定。
（施行期日：平成26年4月1日）

議案第2号 平成25年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について

堀江洋三常務理事が提案理由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

※平成25年度予算第1次補正

平成25年度第1次補正予算の主な理由と内容は、次のとおりである。

〔歳入の部〕

1. 第111回通常組合会で議決いただいた「平成24年度歳計剰余金処分」による繰越金を、歳入において増額補正。

〔歳出の部〕

1. 過年度に交付を受けた超過国庫補助金の返還が発生したことから平成25年度当初予算額に不足額が生じたため増額補正。
2. 歳入の繰越金から超過国庫補助金の返還金を差し引いた残額は、予備費として増額補正。

◎平成25年度当初予算総額 2,026,115千円

◎ " 第1次補正額（増額） 160,200千円

◎平成25年度第1次補正後予算総額 2,186,315千円

議案第3号 北海道医師国民健康保険組合事業方針について

議案第4号 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

議案第3号・議案第4号については関連があることから一括提案が認められ、議案第3号の『事



堀江洋三常務理事提案説明



組合会議場

業方針の主文』を事務局が朗読した後、畑常務理事から事業項目の詳細について説明が行われ、続いて議案第4号については、堀江常務理事から平成26年度歳入歳出予算（案）により、事項別明細等の詳細について説明が行われた。

審議の結果、第3号および第4号議案は原案どおり承認可決した。

※平成26年度の事業方針の策定にあたっての事業方針の概要は次のとおりの内容である。

平成24年12月16日の衆議院選挙、平成25年7月21日の参議院選挙により自・公政権が圧勝し、「ねじれ国会」が解消された。民主党政権下においては、「国保組合に対する国庫補助の見直し」が問題視され、最終的には「所得水準の高い国保組合は、国庫補助“0”」までの議論がなされていた。平成24年11月30日から開催された社会保障制度改革国民会議では、前述の議論が尾を引き、新政権となった平成25年8月6日に取りまとめられた報告書にも、この記述がそのまま引用されている。平成25年12月5日に成立した所謂「プログラム法案」には、民主党政権の国庫補助“0”が、自・公政権に政権交代したことにより「見直し」との文言に幾分緩和されたが、「見直し」との文言から推測すると、現状維持はあり得ない状況であることから、平成26年4月から始まる医療保険部会の議論については、十分注視していかなければならない。

当組合が平成25年度に実施した「組合員資格調査」では、医師会会員だけでは足りず、「医療及び福祉の業務に従事」が資格条件となり、後期高齢者医療制度へ移行された組合員に加えて、組合員の減少が顕著な結果となった。

そのため当組合の平成25年度予算執行状況は、収入面では組合員・被保険者数が、前述の資格喪失と後期高齢者医療制度へ移行等により、減少傾向が続いており、減収を余儀なくされている。一方、支出面においては、療養給付費は落ち着いているものの、後期高齢者支援金等拠出金の負担が、引き続き負担増の傾向にあ

る。故に、ここ数年の赤字体質からの脱却がなかなか厳しい状況となっているのが現状である。今日までの事業運営は、過去からの蓄積された財産により、盤石な基盤があり成り立ってきたが、将来を見据えた場合、保険料等の見直しの検討も、必要な時期が来ている状況である。

平成26年度の予算を編成するに当たり、国の平成26年度予算概算要求は、国庫補助金も従来通り要求され、従来通りに算出できる状況でもあり、保険料等検討委員会で審議された答申においては「保険料賦課額に関しては、現行通りとする」ことも決定された。平成25年度の事業を踏襲することが、まだできる状態であることから、これを基本とした予算編成を策定することとする。

当組合の被保険者数の減少による保険料収入の減少や、後期高齢者支援金等による負担増が続くものの、平成26年度においても過去からの財産を充当することにより、当面の事業運営は継続可能などである。

当組合の存在意義は、組合員・被保険者の健康への意識強化や更なる福祉の充実を図ることであり、国庫補助の削減問題も含め、平成27年度以降の事業運営を展望してみると、まず、ここ数年来の赤字体質を脱却しなければならず、財政建直しの検討を徐々に進めて行くことが必要かと思われる。

これについては、今後の保険料等検討委員会に諮り、十分審議を行いたい。

そこで平成26年度は、将来を見据えた計画を策定する準備期間と位置づけ、事業運営に推進して参りたい。

※平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行され、これに伴い各保険者には、この保険料の徴収が義務づけられている。本組合の被保険者全員は後期高齢者支援金等賦課額として、平成26年度は1人月額3,130円（予定）を納付することになる。

また、介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険第2号被保険者）の保険料としての介護保険負担額は、平成26年度は1人月額3,630円を納付することになる。

※平成26年度予算規模

- ・平成26年度予算総額(A) 2,026,915千円
- ・平成25年度第1次補正後予算総額(B)
2,186,315千円
- ・比較増減(A-B) ▲159,400千円
(7.3%減)

永年在任者2名を表彰

平成25年度被表彰者名簿（敬称省略）

※支部長として10年以上在任された方

松山支部 鶴谷 隆司（10年9ヵ月間）

空知南部支部 梶 良行（10年10ヵ月間）

平成26年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,169,730	▲1.0	57.7	1. 会議費	34,357	▲1.0	1.7
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	155,721	6.2	7.7
3. 国庫支出金	470,350	2.3	23.2	3. 保険給付費	1,094,609	▲2.4	54.0
4. 前期高齢者交付金	1	▲99.6	0.0	4. 老人保健拠出金	14	▲17.6	0.0
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 介護納付金	187,161	4.4	9.2
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 共同事業拠出金	52,096	12.2	2.6
7. 共同事業交付金	35,149	▲12.7	1.7	7. 後期高齢者支援金等	339,018	0.5	16.7
8. 財産収入	1,088	▲19.6	0.1	8. 前期高齢者納付金等	14,448	55,469.2	0.7
9. 繰入金	100,004	25.0	4.9	9. 保健事業費	106,370	2.5	5.2
10. 繰越金	250,000	▲39.1	12.3	10. 積立金	5,913	▲54.9	0.3
11. 諸収入	590	▲95.3	0.0	11. 諸支出金	2,001	▲95.1	0.1
				12. 予備費	35,207	▲78.4	1.7
歳入合計	2,026,915	▲7.3	100.0	歳出合計	2,026,915	▲7.3	100.0

※ 前年度比は、平成25年度第1次補正後予算額との比較。▲はマイナス。

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎ 包括（全員）資格喪失届

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎ 一部加入届

社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、従業員（准組合員）の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか

※家 族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。

※准組合員＝社会保険（協会けんぽに等）に加入できない方。

（従業員）

◎ 一部喪失届

社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、従業員（准組合員）の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか

◎ その他

① 住所・氏名変更届

組合員・准組合員（従業員）の住所・氏名が変更になったとき

② 法第116条該当・非該当届

家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）および届け出先

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

* 何かご不明な点などがありましたなら、直接本組合までご連絡願います。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：業務係

TEL 011-271-7471